

第8章 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度に替わる新たな医療制度として創設され、平成20年4月1日から開始されました。

1 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度の加入者（被保険者）は75歳以上の方と65歳以上75歳未満の一定の障がいがある方です。

新たに参加する方は、それまで加入していた国民健康保険、被用者保険（健康保険組合、共済組合など）から抜けて、後期高齢者医療制度に参加します。

制度の運営は、千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）が主体となり流山市と事務を分担して行われています。

医療給付は、従前の医療保険と概ね同じ仕組みです。医療給付に要する財源は、公費による負担、健康保険組合等の現役世代からの支援金及び後期高齢者の方からの保険料で賄われます。

（1）加入者（被保険者）

ア 広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の方

イ 広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の方であって、一定の障がいがある方※

※ 一定の障がいの状態にあることについて、広域連合の認定を受ける必要があります。

後期高齢者医療制度加入者（被保険者）の状況（平成30年3月末現在）

所得区分等 年齢区分	総数	うち 区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	うち 区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)
65歳～69歳	51	6	20
70歳～74歳	121	10	40
75歳～79歳	9,159	791	1,188
80歳～84歳	6,068	912	906
85歳～89歳	3,422	783	529
90歳～94歳	1,410	487	194
95歳～99歳	411	193	54
100歳～	77	42	7
合計	20,719	3,224	2,938

・区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）については108ページの所得区分を参照してください。

(2) 運営主体

運営主体（保険者）は広域連合です。広域連合が処理する事務は、保険料の賦課決定、医療給付等などの制度運営業務になります。また、市が処理する事務は、被保険者証の発行や保険料の徴収、各種申請受付などの窓口業務を担当しています。

(3) 保険料

保険料は、加入者（被保険者）全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。保険料を決める基準（均等割額・所得割率）は2年ごとに見直され、原則として、千葉県（広域連合）内で均一となります。

なお、所得の低い方や健康保険組合等の被扶養者であった方については、軽減措置が設けられています。

◎ 平成30年、31年度（平成32年3月分まで）の保険料額

一人あたりの保険料 (上限額 62 万円)	=	均等割額 41,000 円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ※ ×所得割率 7.89%
--------------------------	---	------------------	---	---------------------------------------

※前年中の総所得金額等－基礎控除 33 万円

(4) 保険料の軽減措置

ア 均等割額 [世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額等で判定します。]

9割軽減	8.5割軽減に該当し、世帯内の被保険者全員の所得金額（公的年金の所得は控除額を80万円として計算）が0円となる場合
8.5割軽減	世帯内の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が基礎控除額（33万円）を超えない場合
5割軽減	基礎控除額（33万円）+27.5万円×世帯内の被保険者数が世帯（加入者（被保険者）及び世帯主）の総所得金額等を超えない場合
2割軽減	基礎控除額（33万円）+50万円×世帯内の被保険者数が世帯（加入者（被保険者）及び世帯主）の総所得金額等を超えない場合

※65歳以上の方の公的年金所得については、その所得から15万円を引いた額で軽減判定します。

イ 健康保険組合等の被扶養者だった方の軽減措置

後期高齢者医療制度加入の前日に健保組合、共済組合、船員保険など（国民健康保険及び国民健康保険組合以外の健康保険）の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。

(5) 自己負担割合 1割または3割 (※詳細については以下の所得区分のとおり)

● 所得区分 (平成30年8月から自己負担が3割のかたも、3つの区分にわかれます)

負担割合	区 分	説 明
3割	現役並み 所得者Ⅲ	市町村民税課税所得 (課税標準額) が 690 万円以上の被保険者およびそのかたと同じ世帯にいる被保険者
	現役並み 所得者Ⅱ	市町村民税課税所得 (課税標準額) が 380 万円以上 690 万円未満の被保険者およびそのかたと同じ世帯にいる被保険者
	現役並み 所得者Ⅰ	市町村民税課税所得 (課税標準額) が 145 万円以上 380 万円未満の被保険者およびそのかたと同じ世帯にいる被保険者
1割	一 般	現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方
	区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	世帯の全員が市町村民税非課税の方 (区分Ⅰ以外の方)
	区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	世帯の全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の個々の所得 (年金収入は控除額 80 万円で計算) が 0 円となる方 世帯の全員が市町村民税非課税であり、かつ、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方 (区分Ⅰ老齢福祉年金受給者)

(6) 自己負担限度額

1か月 (同じ月内) の医療費の自己負担額が高額になった場合には、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

● 自己負担限度額 (月額) (～平成30年7月診療分まで)

※入院時の食事代や差額ベッド代などは、支給対象外となります。

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	57,600 円	80,100 円 ◎医療費が 267,000 円を超えた場合は、 (医療費 - 267,000 円) × 1 % を加算 ◎過去 12 か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が 3 回以上あった場合は、4 回目以降は 44,400 円
一 般	14,000 円 ・年間 (8月～翌年7月) 144,000 円上限	57,600 円 (過去 12 か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が 3 回以上あった場合は 4 回目以降 44,400 円)
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)		15,000 円

● 自己負担限度額（月額）（平成30年8月診療分から）

※入院時の食事代や差額ベッド代などは、支給対象外となります。

自己負担の割合	所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
3割	現役並み 所得者Ⅲ	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1% ◎過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が3回以上あった場合は140,100円	
	現役並み 所得者Ⅱ	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% ◎過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が3回以上あった場合は93,000円	
	現役並み 所得者Ⅰ	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% ◎過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が3回以上あった場合は44,400円	
1割	一般	18,000円 ・年間(8月~翌年7月) 144,000円上限	57,600円 ◎過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が3回以上あった場合は44,400円
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

(7) 広域連合給付事業

葬祭費支給（千葉県後期高齢者医療広域連合から一律50,000円が支給されます。）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給件数	816	887	897
支給額(円)	40,800,000	44,350,000	44,850,000

(8) 市助成事業

(ア) 人間ドック利用助成

(医療機関が設定する人間ドック費用のうち一律25,000円を流山市が助成します。)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用件数	331	432	565
助成額(円)	8,275,000	10,800,000	14,125,000

(イ) 脳ドック利用助成

(医療機関が設定する脳ドック費用のうち一律 25,000 円を流山市が助成します。)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用件数	220	169	141
助成額 (円)	5,500,000	4,225,000	3,525,000

*平成 27 年度より脳ドック利用助成を開始しました。

(ウ) 脳検査 (人間ドックに頭部MRI 検査・頭部MRA 検査を追加)

(医療機関が設定する脳検査費用のうち一律 30,000 円を流山市が助成します。)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用件数	153	99	72
助成額 (円)	4,590,000	2,970,000	2,160,000

*平成 27 年度より脳検査利用助成を開始しました。

(エ) あんま、マッサージ等利用助成

(あんま・マッサージ等の施術に際し、1 枚につき 500 円助成が受けられる利用券を、申請月から 1 か月あたり 2 枚 (年間で最大 24 枚) 発行します。)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用枚数	4,624	4,607	4,652
助成額 (円)	2,312,000	2,303,500	2,326,000